

通信販売

「お試し」に伴うトラブルにご注意



今月の 御用心



埼玉県マスコット
「ざいたまっち」

- 一． 細かな表示も含め契約内容をよく確認する。
- 二． 異変を感じた場合は直ちに使用を止める。
- 三． 業者との通信履歴は必ず残す。

購入の
ボタン押す前
念を押せ



埼玉県マスコット
「コバトン」

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
に相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります!

い や や!
TEL 188

契約、悪質商法、製品・
食品やサービスによる
事故等の御相談は(市
外局番なし188番)に
お電話ください。